

令和七年第十二回

世田谷区教育委員会定例会

時 令和七年六月二十四日

所 世田谷区教育委員会会議室

午前十時開議

○知久教育長　ただいまから令和七年第十二回世田谷区教育委員会定例会を開会いたします。

まず、次第の１、本日の会議録への署名委員を指名させていただきます。澁澤委員と鈴木委員、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は、事務局からの報告が十件ございます。

それでは、次第の２、報告事項の聴取に入ります。

(1) 令和七年第二回区議会定例会における議案の審査結果について、本件に関して、山本教育総務課長より説明をお願いします。

○山本教育総務課長　口頭での説明で恐縮ですが、令和七年第二回区議会定例会における教育に関する議案の審査結果について御報告をさせていただきます。

令和七年第二回区議会定例会における議案につきましては、お手元の次第に記載のとおり、令和七年度世田谷区一般会計補正予算（第一次）から世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例まで十一件ございましたが、六月十二日の本会議で可決されました。

説明は以上でございます。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、次に進みます。

(2) 令和七年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価の実施について（第三回）、本件に関して、山本教育総務課長より説明をお願いします。

○山本教育総務課長 それでは、御説明をさせていただきます。

本件につきましては、前回の第十一回教育委員会定例会におきまして、二回
目の点検・評価を行いまして、本日は第三回目の点検・評価の実施となりま
す。

資料一ページを御覧ください。本日、御議論いただきます対象項目でござい
ますが、六項目が対象となります。「基本方針3 多様性を受け入れ自分らし
く生きる」の「3―1 インクルーシブ教育の推進」から、「3―6 人権教
育・道徳教育の充実」までの六つの取組み項目となります。教育委員の皆様か
らの御意見と併せ御議論いただきたいと思えますので、よろしく願います。

私からは以上です。

○知久教育長 本日は、「基本方針3 多様性を受け入れ自分らしく生きる」
に掲げる各取組み項目について御意見をいただきたいと思っております。

まずは取組み項目3―1及び3―2について、澁澤委員よりお願いいたしま
す。

○澁澤委員 本日、話をさせていただきました部分というのは、日頃、現場の
方々と議論をずっと詰めていることで、特にここで改めてということはあまり
ありません。

その前提ですが、インクルーシブ教育ガイドラインの作成、大変御苦労さ
までした。とてもよいものがまとまったと私は思っております。ただ、これは
あくまでもゴールではなくて、出発点でありますので、日々、学期ごと、ある
いは、年度ごとにブラッシュアップをこのまま続けていただきたいなと
思っております。

○知久教育長 次に、中村委員、お願いいたします。

○中村委員 私のほうもコメントだけですけれども、ガイドラインができたこ

とで、まず順調なスタートという気はしております。ただ、関係者の話を聞きますと、今後の課題として、やはりまだまだ学校現場のほうでインクルーシブ教育の理念についての理解が不十分だというお話も伺っております。今後の課題は、管理職も含め一般教員の理解を高めていくことが重要だと思いますので、今後とも、このガイドラインを活用した研修等を充実していただければと思います。よろしくお願いします。

○知久教育長 次に、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員 私からは質問をさせていただきます。3―1―①の教職員の研修についてです。研修を行うということですが、既に研修日程等、具体的な計画は進んでいるのかということ、先生方は非常にお忙しい中、どのような形で研修を実施していくのかということを、分かる範囲でいいので、お答えいただければと思います。

それから、3―1、3―2を併せてなのですが、特別支援教育の充実とインクルーシブ教育の推進の両立について、内容的に双方難しいところがあると思うのですけれども、何か現場での御意見等があれば、言える範囲で構いませんので、ぜひ伺いしたいと思っております。

○知久教育長 最後に、坂倉委員、お願いいたします。

○坂倉委員 インクルーシブ教育のガイドラインについては、非常にいいものがまとまったと思いますので、引き続きそれを多くの現場の先生方にも共有できるように広げていければと思っています。

あとは、インクルーシブ教育、特別支援教育ですが、やはりまだまだ足りないのだと思うのです。非常にたくさん取組みを充実していただいておりますが、現状、この部分は本当にどんどん手厚くしていかなくてはいけないところだと思います。フロントステージの現場の先生方の対応の部分もありますが、そこが悩みとか負担にならないように、バックステージといいますか、サポー

トする側のサポートを、限りあるリソースの中だとは思いますが、これからの充実をしていってほしいと思います。よろしくお願いいたします。

○知久教育長 各委員より、ガイドラインの評価、また、今後の特別支援教育、インクルーシブ教育の現場への支援等について御意見をいただきました。

また、質問として二点いただいております。ガイドラインについてと、特別支援教育とインクルーシブ教育の両立について。

○赤司学校教育部副参事（学校経営・教育支援担当） まず、鈴木委員からいただいた一点目の研修についてですが、こちらは支援員も含めて、各職種や職層、校務分掌に応じた研修をそれぞれ既に実施しているところです。新たな研修を設定してしまうと、委員おっしゃったように、教員の負担が増えてしまうということもありますので、既存の研修の中にインクルーシブ教育の視点とか内容を組み込む形で実施しております。今後もより充実した研修となるように努めていきたいと思っております。

二点目の特別支援教育の充実とインクルーシブ教育推進の両立についてですが、けれども、こちらは今のところ、現場から両立が難しい等の意見は届いておりません。インクルーシブ教育という全体の教育の中に特別支援教育があるというイメージを持っていて、誰もが望む場で自分らしく学校生活を送ることができる教育を学校全体で進めていくという意識を持って取り組んでいるものと考えております。

○鈴木委員 ありがとうございます。これからも日本型のインクルーシブ教育を目指していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○知久教育長 続いて、取組み項目3―3及び3―4について、まず、中村委員よりお願いいたします。

○中村委員 不登校支援の充実について、まず申し上げます。この間も視察のときに申し上げましたが、教員のカウンセリングマインドがかなり重要である

ということはおっしゃいます。それと同時に、心理スタッフの充実ということも――ここにも「スクールカウンセラーと心理教育相談員の職の統合に係る検討」とか、今後のことも書かれています。今、学校心理士という資格がありまして、私も仕事の中でその研修会に関わったこともありますが、全国でその資格を取得されている先生方も結構いらっしゃる。その資格の更新のために研修会に来たりもするのですけれども、そういうものも現在ございます。なので、一般の先生方が学校心理士の資格を取得するようなことも今後推進していただいて、それに関わる助成や支援を教育委員会で検討して、資格を持つ先生方が一人でも多く増えるようなシステムを御検討いただければと思っております。

それからもう一点は、ほっとルームのことですが、今現在、ほっとルームを開設している学校がありますけれども、後日で結構ですので、学校別の利用児童・生徒数などが分かれば教えていただきたいと思っております。これは本日はなくて結構です。

以上二点が不登校関係の事です。

それから、3―4、いじめ防止関係の事ですけれども、法律が施行されて以来、いじめの対応は、ある意味、法にのっとってやることに変化しているわけです。どの学校現場でも、従来どおりの指導が行われているような傾向がまだ残っているようですし、今後は先生方のカウンセリングマインドではなくて、リーガルマインド、法的な思考力も必要になってくるのではないかと。いわゆる生徒指導から、法律にのっとった指導に変わっているという理解がまだ不足しているのではないかと思います。

既に支援チームで弁護士さんが大分御活躍されているようですけれども、多分、今後も個別案件で法的な解決を求められるケースが増加してくると思うので、個別案件における弁護士さんの支援を今後も充実していただければと思います。

ます。よろしく申し上げます。

○知久教育長　続きまして、鈴木委員、お願いいたします。

○鈴木委員　私からは二点質問します。

まず、3―3―③ほっとルーム設置校の拡大で、非常に設置が進み、学校生活サポーターの方が足りないようなのですが、こちらの配置のめどは立っているのか伺いしたいと思います。

それからもう一点は、3―4のいじめ防止等の総合的な推進ですけれども、小・中学生を対象にかなり推進しているので、この点はよいと思っていますが、既に幼稚園や保育園でもいじめの芽のようなものが出てきております。今後のことを考えているようでしたら、早期の、幼児期からのいじめ対策はどのようになっているのか伺いしたいと思います。

○知久教育長　次に、坂倉委員、お願いいたします。

○坂倉委員　私から、すごく基本的な質問が一個と、不登校支援といじめ防止について、それぞれコメントをさせていただければと思います。

一つ質問というのは、すぐ分かれば結構なのですけれども、「心理職員とスクールソーシャルワーカーで構成する不登校支援チーム」とあるのですが、どれぐらいの規模といえますか、体制の人数とか概要が分かりましたら教えてください。

それからあと二つがコメントなのですが、まず、不登校もいじめも本当に手厚い取組みを充実していただいてありがとうございます。

不登校については、非常に根深い問題で、対症療法的にやっていくことには恐らく限界があつて、世田谷は学びの多様化学校の北沢学園中学校が来年度できるということで、不登校に対しての取組みのコンセプトというか、ビジョンを大幅に更新していける機会なのだろうと思います。

私も大学のプロジェクトで不登校研究を今年から本格的に始めまして、要す

るに、学校に行けることがゴールではなくて、そもそも学校に行かなくても幸せに生きていける道筋、あるいは、それを通して既存の学校の在り方が徐々に変わっていくことが、今後、五年、十年かけて起こっていくのではないかなという予兆というか、機運を感じています。

ですので、いろいろな研究的な要素も踏まえて、昨年度のことではありませんが、今後の不登校に対してどういうふうに向き合っていくのかということについては、個々の施策だけではなくて、全体的な見通しなどもじっくり検討しながら、進めていければと思っています。

もう一つ、いじめのほうですけれども、こちらにも本当に様々な迅速な対応、専門的な対応を進めていただいていますけれども、恐らくいじめというのは、二極の対応があると。起こらないようにすることと、早期発見することと、何か起こった場合にちゃんと対応するという両輪での対応が求められるのだと思うのです。ポピュレーションアプローチ、広くいろいろな人に先生方の意識と注意、未然防止するフィルタリングがちゃんとできる、広く未然防止するアプローチ、それから、ハイリスクのアプローチ、何か起こってしまった場合にどういうふうに対応できるのか、児童・生徒に寄り添えるのかという両輪があって、この両輪がちゃんとリンクしなければいけない一方で、全く違う種類の対応でもあると思います。

これは参考までというか、コメントなのですけれども、そう考えたときに、いじめの対策の防止と対応が同じ事業の中に入っていることが――それは分けて考えられないから、そうなっているので、当然ではあるのですが、広く防止する、早めに察知することをやる施策と、何かあったときに専門的に対処していく、ちゃんと児童・生徒に寄り添っていく、ケースの蓄積からどんどん対応力が上がっていく。その両方は分けて事業化を検討するというのもあるのではないかなと思いました。

○知久教育長 最後に、澁澤委員、お願いいたします。

○澁澤委員 取組みの3―3―①、適時適切に対応できる支援体制の確保と書かれています。福祉の教育の連携が今後ますます重要なものになっていくと思っております。福祉と教育という、行政の中では線引きされたことなのですが、線引きの線すらなくなっていく時代にこれから入っていくのだろーと思えます。人事経営とここに書かれておりますが、人的交流ですとか、戦略を持つた人事経営をぜひ今後とも進めていただきたいなと思っております。

それから、いじめのことですが、そもそも論で恐縮ですが、この点検評価でも何回かお話をさせていただいていますが、私は熊本の水俣病のその後の患者側の活動に関わってというか、その横で並走してきた人間です。そういうところから見ると、いじめという構造は必ず起きる。

水俣のときのいじめというのは、水俣の中で起きました。それは、水俣がほかの地域から差別されていると水俣に住む人たちが思い出した瞬間に、漁民に対する差別。要するに、おまえらが悪いのだということで差別が起きて、いじめが起きてきたという経緯があります。

三・一一の後の福島でも同じことが見られました。最初は福島県民で頑張ろうとやっておりましたが、農産物の出荷ですとかそういう形で、福島県産が他の地域から風評被害等も含めて差別をされたと認識し始めた瞬間に、海側、浜通りの農産物と会津の農産物は分けてくれという声が実際に現場に多く届くようになっています。

そのようにいじめですとか差別というのは、自分たちが非常に危機的な状況に陥っている集団の中で起きる。つまり、子どもたちがいろいろな形の学業、学校活動の中で、ストレスをある線以上抱え込んだ瞬間にいじめと差別が起きてくると私は人間の本質の部分として思っております。ですから、この問題は、先ほど坂倉委員もお話しになっていましたが、そもそもいじめが起きない

ような、要するに、子どもたちに過度なストレスを感じさせないような、教員側というか、学校側、教育委員会での対応が必要になってくるのかなと思っています。

ただでさえ子どもは、カリキュラムがどんどん増えていき、英語が義務教育化され、プログラミングが義務教育化され、これもあれもと押し込められているという感覚の中で育っている。一方で、自分で見る、これから生きていく社会は閉塞感があり、戦争が起き、関税の問題等、大国の自己中心的考えが横行している。そんな世界の中で、自分たちはここで生きていかなければいけないのか、なおかつ、競争社会を勝ち抜いていかなければいけないのかと、今の子どもたちは大変なストレスを抱えているのだと思っています。その辺も含めて、学校こそが自分たちの居場所であり、自由であり、夢を持てる場なのだということを、私どもも含めて、教育に携わる人間がもう一回、肝に銘じなければいけないことだと思っています。

ちよつと長くなりましたけれども、私からの意見はそういうことにさせていただきます。

○知久教育長 各委員の皆様から不登校支援、いじめ防止の推進について貴重な御意見をいただきました。ありがとうございます。

御質問としまして、ほつとルーム設置校の拡大、いじめ防止の推進、二点いただきました。

○竹内教育相談課長 ほつとルームの配置のことですけれども、お言葉の問題であれなのですが、配置という考え方ではなくて、支援教育課で学校生活サポート全体の予算を持っておりまして、そのうち、ほつとルームへの予算ということでの枠を決めていただいて、それを各学校にお示しして、その中で雇用してくださいという形でお願いしているところです。

今のところ、各学校から求められている、これだけの予算が欲しいというこ

とについて応えているとは捉えているのですけれども、なかなか人が決まらないというお話はいただいているところです。ですので、私どもとしても、学校でのサポーターができる方の紹介についての取組みを強化しなければいけないと考えているところでございます。

引き続きまして、不登校支援チームの体制につきまして御説明します。

不登校支援チームは十九名の職員がおりまして、うち五名がスクールソーシャルワーカーです。五人のスクールソーシャルワーカーの一人は玉川地域、二人が烏山・砧地域、もう二人が世田谷・北沢地域という形で、三つに分けて五人が配置をされています。それに心理職が十四名、所属にいますのですけれども、五名のスクールソーシャルワーカーと十四名の心理職が、その都度、チームを組みまして、学校からの派遣依頼を受けたところにつきましてアウトリーチをしているという形で、チームとしては五チーム動いています。地域分担をもつて五チームが活動している状況でございます。

○坂倉委員 ありがとうございます。

○赤司学校教育部副参事（学校経営・教育支援担当） 鈴木委員から御質問がありました、幼稚園、保育園でのいじめということについてですけれども、いじめ防止対策推進法では、就学前の幼児は対象になっていないのですけれども、幼稚園、保育園においても、日頃の子ども同士の間わりの中で、当然、トラブル等はありません、教育の中で、例えば嫌がることはやっちゃ駄目だよという指導、支援をしているところだと思います。

将来的にいじめの芽を摘んでいくという視点からも、幼稚園、保育園でのいじめ防止の取組み、未然防止等の取組みを進めていくことはすごく大切なことであると考えておりますので、今後、乳幼児教育・保育支援課と連携しながら、検討を進めていきたいと思っております。

○知久教育長 それでは最後に、取組み項目３―５及び３―６について、鈴木

委員よりお願いいたします。

○鈴木委員　3―5、健やかな心身の育成、3―6、人権教育・道徳教育の充実については、記載のとおりだと思いますし、双方とも、家庭、保護者、地域と学校との連携が欠かせないことだと思います。

こちらに関しては、前回の教育委員会でお話ししました基本方針4の「共に学び成長し続ける」の各項目とつながるものと考えております。各方面と関係機関と連携し、推進していただきたいと思います。

私からの質問は、少し細かくて申し訳ないです。3―5―①、健康教育に関わる取り組みの推進は、内容的には、がん教育とか、依存症の教育とか、非常にいいことがあるのですが、現代的というか、スマホやi P a dなどの間違った――間違ったというより、誤った使用方法などによる心身への影響などについての学習が含まれているのかが一点疑問でしたので、あるかどうか確認したいと思います。

二点目、3―5―②、食育や食べ残しの取り組みの推進についてです。実際、小・中学校で食べ残しは現在どのくらいあるのかということと、「食品ロスの削減に向けた取り組みを共有した」と書いてありますけれども、共有した結果、実際、食べ残しや食品ロスの削減は実現しているのかお聞きしたいと思います。

それから、項目ではないのですけれども、3―5の冒頭に書いてあります遊び場開放についてです。遊び場開放の実施については地域差があると聞いていますが、現状どうなっているのか、分かる範囲でお知らせいただければと思います。

○知久教育長　次に、坂倉委員、お願いいたします。

○坂倉委員　健やかな心身の育成から、食育、体験の機会などなど、幅広い教育活動が充実しているなと思いました。幅広いので、逆に教育委員会、各学校

だけの取組みにとどまるのではなく、むしろこういった分野こそ、地域とか学校教育以外の方々の力をできるだけ借りて、機会を充実させていく方針が大事なのかなと思いました。

あと、実際に私が行っている取組みの紹介になってしまつて申し訳ないですけども、一つヒントになりそうなものは、道徳教育は、大事なのだけれども、アクティブにしていくな打ち手、やり方の打ち手がそれほどない科目でもあると思うのです。

ここ三年ぐらい、ウェルビーイングのカードを使った対話型の道徳教育をやつてきて、一定程度、成果が出ているかと思います。そんなに難しいものではなくて、各先生の取組みですぐに取り入れられるところまで来ております。昨年、尾山台中学校では、道徳授業地区公開講座で、ウェルビーイングカードを使う道徳の授業に全学年、全クラスで取り組むと。そこでいろいろな教材、いろいろな使い方を開発しています。今のところ、同中学校のみに閉じているのですけれども、何かの手がかりとして、そういった知見をほかの学校にも広げていくということで、単に道徳だけではなくて、人権とか、これからのSDGsにつながるような感覚を得られる道徳の授業になっていますので、参考までに情報提供させていただきます。

○知久教育長 次に、澁澤委員、お願いいたします。

○澁澤委員 質問が二点と意見を述べさせていただきます。

質問の一つは、有機農産物の調達について。価格変動や調達量など、今後とも安定的に取組みを継続、発展させていけるのか。私は農業の生産者とながりが深い立場で仕事をしておりますと、確かに需要はものすごくあって、安心安全ということが、特に保護者の方々にとって神経質になるぐらい大変望まれている中で、供給が追いついていないというのが現状だと思っております。このような大きい生徒数を抱えている私ども教育委員会がこの問題に対して、今

後、持続性があるのかをお聞きしたいなと思っております。

二点目は、有機農産物は今後ますます保護者の希望が増えていくと思いますが、同時に、食材の地産地消にも取り組んでいただきたいなと思っております。大蔵大根をはじめ、世田谷野菜と言われている地場野菜が多数ございます。過去にも取り組みが見られたと記憶しておりますけれども、食品ロスの削減と食材の地産地消は、E S Gの視点からとても重要なことと私は思っております。地域内の循環経済を推進しながら、なおかつ、経済の中に生産者と消費者という人的ネットワークも同時に形成されていく。

そもそも食育の根本的な目的は、自分の命が地域ですとか、地域が生み出す自然につながっているということ子どもたちに体感させる、つまり、自分の命と生き物の命、あるいは、他人の命は同等なものだということを実感させることが食育の一番大きな目的です。地産地消はより有効的な食育になると私は考えておりますので、今後この辺をどう進めていくのかお聞きしたいなと思っております。

あとは、心と体の健康づくりをはじめとする3―5ですが、体験学習とか芸術鑑賞が目指す、感性を育むという観点は、私はとても大切なものだと思っております。まさに非認知能力からたらされるものでして、非認知能力、感性を育むことによって、自分たちの学習を含めた認知の領域を――よりコミュニケーションをうまくし、自分のいろいろな考えをまとめていける能力が育まれていくということです。非認知能力は、認知能力との相互作用によって育まれるものであり、まさに私たちが教科「日本語」をはじめとして、言葉の力を大変意識している。言語化と言われる行動は、事前事後の感性をどう言語化していくかという学習にこそ本当の意味があるのだと思います。体験しつ放しですとか、鑑賞しつ放しという形では、教育効果はなかなか現れないということを私から感想として言わせていただきます。

もう一つ、付随してなのですが、実は私、先般、教育指導課の方々と八幡小学校を拝見させていただきました。研究学習のクラスは二年生でした。二年生の生活の時間です。二年生ですから、ついこの間まで一年生だった子どもたちです。最初にとってもびっくりさせられたのは、彼らが自分たちで学習計画をつくっているということでした。学習計画という言葉を自分の言葉として理解している、なおかつ、自分たちで具体的に行動できるということにまずびっくりしました。

幸いにして隣に公園があるので、その公園で観察会をしました。いろいろな植物ですとか、いろいろな昆虫を子どもたちは見つけてきます。さて、自分たちが見つけた昆虫や植物をどうやってみんなに発表していきますか、その過程の学習計画を自分たちで立てて、それを実行に移していく過程を考えていきましようというのが、今回、私が拝見した授業でした。

子どもたちは今、いろいろなものを見つけると、iPadがありますので、自動的に検索をします。それがどういう名前の昆虫か、植物かということはすぐに分かります。その情報は同時に持っていて、さて、これから何をするか。「何をしたい？」という先生からの問いかけに対して、もっと観察をちゃんとしたいという子どもたち、触ってみたいという子どもたち、お世話をしたいという子どもたち、それから、もっと深く学んでいきたい、学習したいという子どもたちの意見がそれぞれたくさん出てまいりました。そして、先生が、出た意見の中では、まず観察をするところからですねという話をしたら、子どもたちが一斉に、いや、違うという発言なのです。一番最初にやることは学習することだというのが、そのときの子どもたちの意見でした。

つまり、今、私たちの児童・生徒たちは、物を見ると、瞬時にそれをAIが――要するに、何という昆虫名かだけではなくて、生態から特徴まで含めた全てのものが文字情報として出てきます。その文字情報を一回全部集めて、改め

て観察してみると。それが今の子どもたちの思考パターンになっていく。今後ますます盛んにその方向に進んでいくと思います。

ここでいう感性だとか感覚、非認知的部分というのは、ある意味では、持たなくても学習が進んでいける状態になっている。今までは感性や非認知的な領域において、自分が得た経験だとか体験だとかをどう文字化していくかということが、私たちが生徒に与える重要な学習パターンだったのですが、文字化していくものを既に彼らは持っている。そこから観察が始まるという時代——要するに、学ぶということの本質がGIGAスクールによって根本的に変わっていきうとしているのだなと現場で実感させられて、私は大変なショックを受けました。

そんな中で、非認知的なものというのは、何回もここで言うように、今後、人間が成長していく上で、あるいは、コミュニケーションを取っていく上でとても重要な分野ですので、この部分を私たちがAIに任せるということは、今、教育現場としてはしたくないなとは思っております。体験ですとか感性を育むものというのは、どちらかというと今の点検評価の冊子の中でも、ごく小さい、あるセンテンスだけでくられてしまっているのですが、本当にそれでいいのかという、そもそも論で、非常に青臭い議論なのですが、その辺も含めて、ぜひ皆さんと一緒に考えたいなと思っております。

私の個人的な感想も述べさせていただきました。

○知久教育長 最後に、中村委員、お願いいたします。

○中村委員 多くのことは皆様がお話しいただいたので、まず、3―5―②と3―5―③の関係で、私は以前から思っているのですが、体験と食育で、生産現場での体験が一番重要なのではないかなと思っております。移動教室などで、私がいた頃から、一部牧場での短い体験とかはありましたけれども、修学旅行の中でそういう活動をした学校もかつてはありましたが、宿泊行事と生産

現場での体験を今後も考えていただけたらなと思っております。

それから、非認知能力のことは今ずっと話題になってきましたけれども、世田谷区で目指す非認知能力については、ある一定の定義づけをされて、たしか御説明を伺った記憶があるのですけれども、この間、私の仕事で感性というものをずっと委員会の中で検討してきました、感性学会というのがあるのですが、感性の定義もうまくまとまっていない状況です。感性も非認知能力の中の一つですけれども、世田谷はこういう感性をつくりたいというか、持たせたいということも整理していただければと思っております。

それから、一五ページに道徳授業地区公開講座がありますが、私がいた頃の課題では、授業参観に保護者は来るのだけれども、公開講座は保護者がほとんど来ないというケースが結構多かったのです。地域の方から、何でこの場に保護者がいないのですかという指摘を受けたことがあったのです。現状はどうなっているか分からないですし、さっきの坂倉委員のような授業をされれば、保護者の方も非常に興味関心を持って臨まれると思うのですが――これは質問ではないです。現状、まだそういう状況が一部残っているのであれば、その是正をぜひ考えていただければと思います。よろしく願います。

○知久教育長 御質問、御意見ありがとうございます。

分けて質問にお答えしていきたいと思いますが、まず、健康教育に関わる取り組みの推進ということで、スマホやiPad等の誤った使用方法による心身への影響は入っているかということについて。

○山本教育指導課長 鈴木委員御指摘の点についてですけれども、iPad、スマートフォンについて、現在の学習指導要領に具体的に書かれておりませんので、教科書の保健体育、保健の教科書にも具体的には示されておりません。

ただ、この間、GIGAスクール構想、スマホの普及に応じて、課題としては認識しておりますので、健康の面に関しては、健康診断の際に養護教諭から保

健指導という形、また、生活指導の面で、危険性については、セーフティ教室等で伝えているというのが現状となっております。

○知久教育長 次に、食育で三点いただいています。実際、小・中学校で食べ残しはどれぐらいかについて、有機農産物の調達について、今後の継続、発展について、三つ目が命の大切さを実感させるための地産地消の取組みについて。

○鈴木学校健康推進課長 まず、食べ残しについてお答えいたします。

学校給食における一か月の一人当たりの残菜量は、令和四年度、令和五年度ともに一・〇四キログラムと横ばいの状況が続いておりましたが、令和六年度は〇・九九キログラムと減少いたしました。これは、昨年度、各学校で給食の食べ残しや食品ロスの削減に向けた取組みを行ったことで、一定の成果があったことによるものと考えております。

昨年度、学校において実施した食品ロスの削減につながる取組みのうち、特に参考になる事例を学校栄養士の全体会議の中で発表してもらいました。具体的な事例としては、給食で飲み残した牛乳の量が一目で分かるよう、バケツにシールを貼る、子どもたち自らが苦手な食材を使ったメニューを考案する、残菜量をおにぎりの個数に換算して掲示する、出前授業で魚をさばくなど、直接食材に触れる機会を設けることなどです。参加した栄養士からは、参考になる、自分の学校でもまねしたいとの声上がり、食品ロス削減に向けた機運を高めるよい機会となりました。また、区のホームページにおいても、こうした各学校での具体的な取組み事例を紹介し、周知しております。

今後も食品ロスの削減に向けた好事例について積極的に情報発信して全校で共有し、取組みを広めることで、子どもたちの食べる意欲の向上、自然の恵みや食に関わる人々への感謝の気持ちの醸成に努め、学校給食の残菜の削減につなげてまいります。

続きまして、有機農産物の調達について御質問がございましたので、お答えいたします。

今年度は、有機米を使用した給食を年十一回、有機野菜を使用した給食を年三回実施する予定ですが、学校給食における有機農産物の活用については、通常の食材より価格が割高であること、入手が安定しないことなどの課題がございます。

区では、学校給食用物資の調達に当たり、納入事業者登録制度を設け、食品に関する法令の遵守、衛生管理の徹底、必要な数量の確実な確保などを要件とし、その登録事業者から調達することとしておりますが、有機米については、区が登録事業者のうち、有機米を取り扱っている複数の事業者と調整して、全校で使用できるよう、必要量を確保し、各学校での購入を支援しております。また、有機野菜については、有機野菜を取り扱っている登録事業者を各学校に情報提供しております。

国が有機農業の拡大を進めているものの、生産量が少ない現状において、児童・生徒約五万人の給食に必要な量を安定的に各学校へ納入するためには、有機農家と取引実績のある登録事業者を増やしていくことが必要です。そのためにも、行政が毎年、有機食材を継続して給食に使用することで、生産者を安定的に支え、有機農業の普及につなげていくことも重要なことと認識しております。

今後も安定的に必要な量を確保できるよう、今年度に納入していただいた事業者や農家のほか、その他の納入事業者に有機農産物を取り扱ってもらえるよう働きかけるなど、新たな仕入先の開拓に取り組むとともに、必要な予算を確保できるよう調整を行うなど、有機給食の継続発展に向けて努めてまいります。

それから最後に、地産地消の取組みについて御質問がありましたので、お答えいたします。

学校給食において、世田谷産農産物のせたがやそだちを活用することは、取れたての新鮮な野菜を食べる地産地消と食育及び郷土愛を育む観点から有意義なことと認識しており、区では、JAや農家に御協力いただき、全校で年に一回以上、大蔵大根などを使用したせたがやそだち給食を実施することとしております。

各学校において実施の際には、大蔵大根などの実物を展示する、リーフレットやポスターを掲示する、生産者へのインタビューや調理の様子などの動画を作成して給食時間中に放映する、大蔵大根を使った献立を子どもたちで考えるなど、様々な取組みを行い、子どもたちに地場産物に興味を持ってもらえるように工夫しております。

今後も、給食を食べて味わうだけではなく、その食材がどのように生産されているのか、農業を知る機会や、実際に大蔵大根などの農産物に触れる体験などを通して、子どもたちの食への関心や、食生活を支える方々への感謝の心を醸成できるよう努めてまいります。

○知久教育長 最後に、遊び場開放の実施について地域差があるのではないかという点について。

○渡部地域学校連携課長 御質問いただいた遊び場開放の現状でございますが、今年度、小学校五十六校が実施予定でございます。六月時点で三十一校が開放できておりますが、そもそも実施予定のない学校が五校ございまして、鈴木委員から御指摘いただいた地域差という点では、烏山地域の三校ができていない状況でございます。校名で言いますと、烏山北、給田、武蔵丘となっております。実施に至らない理由ですが、担い手の不足があるところでございます。

○知久教育長 それぞれ回答させていただきましたが、よろしいでしょうか。

○澁澤委員 では、私から一つ。先ほどの有機野菜のことですが、ぜひ生産者

と教育委員会が契約を結んで、安定的な供給を受けていくというシステムをつくっていただけると農家も大変ありがたいなど。

というのは、今回の米の問題というのはまさにその部分で、JAという生産者だけの団体はあります。消費者だけ、あるいは、マーケットというものがあります、その間をつなぐものが実はブラックボックスに全部入ってしまつて、今回のような問題が起きましたので、ぜひ世田谷が率先して、例えば、ジヤガイモですとか、タマネギですとか、定期的に、確実にある量を使用する野菜は、どこか、あるいは、何者かの有機農産物を生産する生産者と契約を結んで――今、海外で盛んに行われているCSA農業というのがあります。コミュニティ・サポーター・アグリカルチャーと言われているものなのですが、事前に料金を支払う。天候の激変ですとか災害によつて農家が支給できなくても、生産者と消費者、両方がそのリスクを負うという前提で農産物を購入するというシステムが、海外では大変広く浸透するようになってまいりました。

遅かれ早かれ日本でも導入をされていくと思っておりますので、その辺も御検討いただければありがたいと思っています。

○知久教育長　ほかの方、よろしいでしょうか。

それでは、次に進みます。

(3)世田谷区子どもの権利擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」の令和六年度活動報告について、本件に関して、山本教育総務課長より説明をお願いいたします。

○山本教育総務課長　それでは、世田谷区子どもの権利擁護機関「せたがやホッと子どもサポート」の令和六年度活動報告について御説明いたします。

資料を御覧ください。初めに、1の主旨です。世田谷区子どもの権利擁護機関、略称ですが、「せたホッと」による令和六年度の活動報告書が取りまとめられました、このたび、区に報告書の提出がございましたので、教育委員会に

御報告するものでございます。

次に、2の活動報告書へ令和六年度への主な内容でございます。それぞれの項目について、報告書本編のページ番号の記載がございますが、こちらは本日の資料右上に記載しているページ番号ではなく、報告書本編の下のほうに記載しているページ数を掲載しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

まず、(1)の令和六年度の新規相談件数は三百六十二件でございました。

次に、(2)の「相談の主な内容」です。「対人関係の悩み」が八十五件で一番多く、全体の二三・五%となっております。次いで、「いじめ」、「学校・教職員等の対応」と続いております。

(3)の「初回の主な相談者」につきましては、「子ども本人」からの相談が二百七十九件で全体の七七・一%を占め、過去最多となっております。

(4)「初回（新規）の相談方法」です。①は全体件数で集計しております。「電話」が百四十四件と一番多くなっており、次いで、「はがき」、「メール」となっております。

次の二ページ、②として、子どものみの件数を記載しております。子どものみですと、「はがき」の割合が全体の四五・二%と一番多くなっております。

なお、はがきによる相談受付は令和三年度から新たに開始した取組みでございます。

次に、(5)新規相談（三百六十二件）のうち年度内に対応を終了した件数につきましては、記載のとおり、二百四十八件でございます。残る百十四件及び令和五年度以前から継続の十一件を足した百二十五件は、令和七年度に継続して対応することとなります。

(6)委員・専門員の総活動回数は、相談対応先別に集計しておりますけれども、「子ども」、「関係機関」については、前年度を大幅に上回りました。そ

の中でも、令和六年度は子どもとのやり取りが全体の半分以上と一番多くなりました。

(7) 権利の侵害を取り除くための申立て等につきましては、子ども条例第十九条に基づく申立てとなりますが、令和五年度に引き続きまして、令和六年度も申立て及び調査はございませんでした。

(8) 子どもの権利学習活動です。平成二十五年度の開設当初より実施しているいじめ予防授業ですが、令和六年度は小学校八校で実施いたしました。また、学校の教員向けの必修研修としまして、採用十一年目の中堅教諭を対象に、「子どもの権利」について講義を行いました。また、令和六年度より新規事業として、遊びながら子どもの権利を学ぶイベントを児童館三館で実施し、区職員向けに子どもの権利を区施策に生かす研修を実施しております。

最後に、3の活動報告会の開催についてでございます。区民への報告会を七月三十一日木曜日の十八時、午後六時から、子ども・子育て総合センターで開催する予定でございます。活動報告会の内容につきましては、詳細が確定次第、区ホームページなどで周知してまいります。

私からの説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(4) 学校施設に係る標準設計仕様書の改訂について、本件に関して、高野教育環境課長より説明をお願いします。

○高野教育環境課長 標準設計仕様書改訂案について御説明をいたします。

1の主旨を御覧ください。世田谷区では、学校施設に求められる機能、規模

等を確保するため、教育委員会が具体的な設計指針として標準設計仕様書を定め、学校間における質的な格差が生じないようにしております。今後、多くの学校施設の改築を進めるに当たりまして、これまでの法令改正や教育環境の変化、新たな方針や取組み等を捉え、将来を見据えた学校施設づくりを進めるため、このたび、標準設計仕様書改訂案を取りまとめ、あわせて、名称を学校改築ガイドラインに変更したので、報告いたします。本ガイドラインは、従来の標準設計仕様書を抜本的に見直しまして、単に設計の標準的な仕様を示すにとどまらず、世田谷らしい参加型の計画づくりを実現できるよう、全体の流れを明確化しております。

2の主な改訂内容ですが、第一章の指針・方針として、一点目、将来を見据え、学校施設の規模や機能を明らかにし、必要な規模を確保すること、二点目、多様な学びなどに柔軟に活用できる空間づくりを進めること、三点目、改築までの各段階において、地域や子どもの意見を聞く機会を設けること、四点目、諸室配置のゾーニングやタイムシェアの考え方を示し、共用化を促進することなどをまとめております。

第二章では、施設及び主要な室の水準をまとめておりまして、暑熱対策として、ひさしの設置、空調能力の確保、教室の柔軟な配置などを記載しております。環境対策では、ZEB化の達成や木材利用など、さらに、災害対策では、防災倉庫の拡大や、体育館への電源自立型GHPの導入、水害対策などを記載しております。その他のポイントとして、ほっとルームやすまいるルーム、医療的ケアに必要な整備等についても記載しております。また、素材面では、フローリングのささくれ等による事故防止の観点から、体育館、格技室の床材の競技用ビニールシートの採用を検討すること、校庭舗装材について、学校ごとの敷地状況に応じて、ゴムチップ舗装や人工芝の採用を検討することなどを記載しております。さらに、今後の改築計画では、原則、仮設校舎を設けない計

画を検討するとしております。

最後に、3の今後のスケジュールでございます。令和七年六月の文教常任委員会に報告してまいります。

二ページ以降にガイドラインの本体を記載しております。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(5)令和六年度指定管理施設に係る事業報告について（文教常任委員会所管分）、本件に関して、野上中央図書館長より説明をお願いします。

○野上中央図書館長 それでは、令和六年度指定管理施設に係る事業報告について御報告させていただきます。

まず、1の主旨でございます。区では、指定管理制度のガイドラインに基づきまして、毎年度、指定管理者より提出されている事業報告の内容を評価し、公表しているところですが、今般、令和六年度の事業報告が指定管理者より提出されましたので、御報告するものでございます。

2の対象施設は、記載の図書館三館でございます。3の内容につきましては、二ページ以降の別紙で御説明をさせていただきます。

4の公表方法につきましては、区のホームページ等の掲載により行うものです。

それでは、各施設の事業報告について御説明いたします。

二ページを御覧ください。まずは烏山図書館でございます。1の指定管理施設の概要と2の業務実績、利用状況に関する事項は、記載のとおりでございます。

三ページに、3、指定管理に関する業務の収支がございますが、年間でマイ

ナス二十七万円程度となっております。また、4の事業計画書では、提案した事業等について、記載のとりの実施状況でございます。

次に、四ページを御覧ください。5の事業実績の評価と改善の取組み、こちらには指定管理者による自己評価となりますが、特に地域活動への積極的な参加により、新規事業の実施につながれた点などを評価しております。

次の6の事業実績の評価は、指定管理所管課による評価になりますが、六ページを御覧ください。中段にある合計欄につきまして、九十二点満点中七十二点で、百点満点換算いたしますと七八・三ポイントということで、総合評価としてはA、管理運営が良好であるものとして評価しております。なお、烏山図書館は支所との複合施設のため、施設管理に関する採点は行っていないため、百点満点とはなっておりません。

続いて、下馬図書館でございます。七ページを御覧ください。1の施設概要と2の業務実績等に関する事項は、記載のとおりでございます。

八ページの3、指定管理に関する業務の収支につきましては、年間でマイナス二百五十八万円程度となっております。4の事業等については、記載のとりの実施状況でございます。

次に、一〇ページを御覧ください。5の指定管理者による事業実績の評価ですが、特に地域の連携事業を多数実施するなど、来館者数が大きく増加した点を評価しております。

次に、6が指定管理所管課による評価になりますが、一二ページを御覧ください。中段にある合計欄につきまして、百点満点中八十一点で、総合評価はSとして、管理運営が良好で優れた取組み成果があるものと評価いたしました。

最後に、経堂図書館でございます。一三ページを御覧ください。1の概要と2の実績については記載のとおりでございます。次に、一四ページの3、業務の収支でございますが、年間でマイナス四十二万円程度となっております。

て、4の事業等については、記載のとおりでございます。

次に、一六ページを御覧ください。5の指定管理者による事業実績の評価ですが、こちらは特にSNSを活用した積極的な情報発信で図書館利用につながるアプローチを行うといった様々な取り組みを実施した点を評価しております。

次に、6の指定管理所管課による評価になりますが、一八ページを御覧ください。中段にある合計欄につきまして、百点満点中八十点で、総合評価はSとして、管理運営が良好で優れた取り組み成果があるものと評価しております。

各館の報告、評価は以上となりますが、一九ページ以降に参考資料として、区の指定管理者制度の対象施設一覧を添付しておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

私からの説明は以上になります。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(6)教育長臨時代理の報告（幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正）、本件に関して、本田学校職員課長より説明をお願いします。

○本田学校職員課長 それでは、教育長臨時代理の報告、世田谷区教育委員会規則の一部改正について御報告いたします。

資料を御覧ください。まず、1、主旨でございますが、五月二十六日の当委員会定例会に意見聴取議案として提出いたしました職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例及び幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例が十月一日施行となり、なお、経過措置が七月

一日から施行されることに伴い、区議会第二回定例会において、六月十二日に議決をされました。幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則につきましても、条例議決後に速やかな改正が必要であり、また、議決された職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、改正後の規則内容が反映されておりますことから、同日の六月十二日に決定する必要が生じております。規則改正につきましては教育委員会の決定が必要となりますが、教育委員会を招集するいとまがありませんでしたので、世田谷区教育委員会の権限に属する事務の委任等及び補助執行に関する規則第二条の二に基づき、教育長の臨時代理により、六月十二日付で決定いたしましたので、御報告をいたします。

改正内容につきましては、2、改正内容に記載のとおりでございます。また、規則の一部改正は六月十六日付で公布しております。この公布に当たる書面につきましても、臨時代理として教育長がいたしましたことを併せて御報告いたします。

私からの報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(7)令和八年度指定校変更の制限について、本件に関して、近藤学務課長より説明をお願いします。

○近藤学務課長 それでは、令和八年度指定校変更の制限について御報告いたします。

1の主旨でございます。教育委員会では、区内の児童・生徒人口の推移や学

校施設の整備の状況を踏まえまして、一部の学校について指定校変更を制限し、次年度の制限校を毎年七月に公表しております。つきましては、令和八年度の指定校変更の制限校等についてまとめましたので、御報告をさせていただきます。

2の指定校変更の制限の考え方でございます。区立小・中学校については、各学校の通学区域を定め、就学すべき学校を指定し、指定校への就学を原則としております。一方、法令では、相当の理由があると認められる場合は、指定校以外の学校への変更の申請ができることとされており、申請の理由が相当と認められ、かつ、受け入れる学校において、運営面、施設面も含め支障がない場合には、指定校の変更を許可しております。ただし、教室数が不足し、児童・生徒の受入れが困難となることが見込まれる学校については、通学区域の児童・生徒の就学を優先させるため、指定校変更を制限しております。

続きまして、3の指定校変更を制限している学校でございます。ただいま御説明させていただいた考え方にに基づき、現在、十二校で指定校変更を制限しております。小学校につきましては記載の九校、中学校につきましては三校となります。このうち、桜丘中学校につきましては、令和五年度から引き続き、部活動を事由とした指定校変更の受入れのみ制限しております。

資料の二ページを御覧ください。指定校変更の許可基準をお示ししております。この基準における区分のうち、桜丘中学校につきましては、令和四年度までの実績として、9にあります部活動を理由とした申請が多く、全体の約半数を占めていたことから、令和五年度から部活動を理由とした指定校変更の受入れを行わないこととしております。なお、部活動以外の事由、例えば友人関係ですとか、特に配慮を要する場合ですとか、受入れが必要な事由につきましては、引き続き対応してまいります。

次に、一ページにお戻りいただきまして、4の制限解除の考え方でございま

す。指定校変更の制限は、施設規模から教室数が不足し、児童・生徒の受入れが困難となるおそれがある場合にやむを得ず実施しているものです。各制限校における通学区域内の児童・生徒数の推移や今後の改築等による施設整備の状況を踏まえまして、学校ごとに制限の解除について、毎年判断しているところです。

続いて、5の令和八年度に指定校変更の制限を解除する学校でございます。ただいまの制限解除の考え方に基つき検討した結果、京西小学校につきましては、通学区域内の児童数が減少したことから、制限を解除して相当数の児童が京西小学校への指定校変更の申請を行ったとしても、施設規模から児童の受入れが可能であると判断したため、令和八年度に制限を解除することといたしました。なお、京西小学校以外の制限校につきましては、令和八年度も引き続き制限校とさせていただきます。

再度、資料の二ページを御覧ください。6の今後のスケジュールでございます。七月十五日に区のホームページ、八月十五日号の「区のおしらせ」に掲載するほか、秋に実施を予定しております就学時健康診断などの機会に保護者に周知をしております。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(8)民設民営放課後児童クラブの整備・運営事業者の決定について、本件に関して、渡部地域学校連携課長より説明をお願いします。

○渡部地域学校連携課長 私より、民設民営放課後児童クラブの整備・運営事

業者の決定について御報告いたします。

資料を御覧ください。1の主旨でございますが、新BOP学童クラブの大規模化の解消に向け、令和七年度から令和十一年度を対象期間とする新整備計画に基づき、民設民営放課後児童クラブの整備を進めており、本年四月までに十一施設の整備を行ってまいりました。このたび、認可保育所の余裕スペースを活用した事業者提案があり、審査の結果、当該事業者の提案を採択し、整備・運営事業者として決定しましたことから、御報告するものでございます。

2、採択した事業者及び提案施設です。整備・運営事業者は、社会福祉法人水の会で、本部は北海道の法人でございますが、現在、区内で世田谷いちい保育園を運営している法人となります。予定定員は十二名、優先受入れ校は松丘小学校です。四ページに当該園と松丘小学校との位置図を掲載してございますので、後ほど御覧ください。その他詳細は記載のとおりでございます。

3の経過につきましては、記載のとおりです。

4、評価です。(1)の基本方針につきましては、これまで実施してまいりました提案型審査と同様となっております、二ページの表にございますとおり、事業者の理念や事業の安定性、質の確保等の点を重視しながら、評価、審査を行ってまいりました。

(2)の審査方法ですが、記載のとおり、①のヒアリング審査から④の総合評価まで実施しております。

三ページにお進みください。5、審査結果です。(1)ヒアリング審査及び書類審査、現地調査についてですが、事業者の選定に当たりましては、総合評価点数が七割を超えることを基本とし、質の確保や提案の実現性などを総合的に判断してございます。今回の事業者は、総合評価点数の七七・四％となっております。

(2)の総合評価です。現在、運営している保育園では、子ども一人一人と丁

寧に向き合おうとする姿勢が見受けられたほか、審査全体を通し、法人全体でバックアップする意思を確認できました。また、開設までの間に新BOPや既存の民設民営放課後児童クラブ等を訪問、見学し、放課後児童クラブに求められる環境設定や、子ども主体の成育支援を研究し、それらを踏まえた実践を行うこと等の条件を付することで、本提案の採択に至ったものでございます。

6の選定委員会の構成は、記載のとおりです。

最後に、五ページに参考といたしまして、今後の開設予定と優先整備の図を掲載しておりますので、後ほど御覧ください。

私からの報告は以上でございます。

○知久教育長　ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長　それでは、次に進みます。

(9)令和八年四月転入学に向けた「学びの多様化学校」保護者向け学校説明会の実施について、本件に関して、竹内教育相談課長より説明をお願いします。

○竹内教育相談課長　令和八年四月転入学に向けた「学びの多様化学校」保護者向け学校説明会の実施について御報告いたします。

1、主旨でございます。北沢学園中学校及び世田谷中学校分教室ねいろにつきまして、令和八年四月の転入学に向けた、保護者を対象とした学校説明会を開催するものでございます。

2の説明会開催日時ですが、第一回は七月十九日土曜日午前十時から、第二回は七月二十三日水曜日午後七時からということで、会場はいずれも教育総合センター内の研修室となります。

3、対象者でございますが、世田谷区内に在住し、不登校ないし不登校傾向の児童・生徒の保護者となります。

4、学校説明会の概要でございますが、教育課程について、施設運営について、転入学までの流れについてになります。

5、転入学までのスケジュールを、概略でございますが、お示ししております。まず、不登校支援窓口に御連絡いただき、面談を行い、施設見学、体験入学をしていただいて、その上で入学の申込みをいただく、入学検討委員会を開催して、決定していくという流れでございます。これはどちらの学校、学年にかかわらず共通の流れになります。実際の時期につきましては、世田谷中学校分教室ねいろの一年生、二・三年生の転入、北沢学園中学校の一年生から三年生と時期をずらしております。こちらの受入れ体制ですとか、体験に関わる人員の確保等の事情で若干ずらしているところで、記載のとりの日程で行われますが、今回、全体像をお示しして、その中から自分に合った、どちらの学校か考えていただくという意味でも、七月に両者合わせた説明会を開催するものでございます。

説明は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(10)各課行事予定について、本件に関して、山本教育総務課長より説明をお願いします。

○山本教育総務課長 それでは、令和七年七月の各課行事予定について御報告いたします。

予定としましては、七月八日に第十三回教育委員会定例会、同二十二日に第十四回教育委員会定例会が予定されております。

次ページ以降に各課の詳細な行事予定表をおつけしておりますので、後ほど御確認いただければと思います。

報告は以上でございます。

○知久教育長 ただいまの説明に対して、御質問、御意見がございましたら、どうぞ。

よろしいですか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 それでは、次に進みます。

(11)その他の連絡事項等はありませんか。

「「なし」の声あり」

○知久教育長 特にないようですので、報告事項の聴取は以上といたします。

本日は、配付資料が三件ございますので、御覧になっておいてください。

今回の教育委員会は、七月八日火曜日午前十時から、教育委員会会議室において開催いたします。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして令和七年第十二回世田谷区教育委員会定例会を閉会いたします。

午前十一時十五分開会